

ふくい農林水産支援センター農地中間管理事業規程

第1章 総則

(事業実施の基本方針)

第1条 ふくい農林水産支援センター(以下「センター」という。)は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第3条に基づき本県において作成される農地中間管理事業の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に即して、農用地の利用の効率化および高度化の促進を図るため、農地中間管理事業(法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)を行うものとする。

(事業実施区域)

第2条 センターが行う農地中間管理事業の実施区域は、本県の区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と定められた区域(当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。)を除いた区域とする。

(事業対象農用地等)

第3条 センターが行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの(以下「農用地等」という。)とする。

- 一 農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。)および農地以外の土地で主として耕作または養畜の事業のための採草または家畜の放牧の目的に供されるもの(以下「農用地」という。)
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作または養畜の事業のための採草または家畜の放牧の目的に供される土地(以下「混牧林地」という。)
- 三 以下に掲げる農業用施設の用に供される土地
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全または利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、乾燥、調整、貯蔵、出荷、加工処理または販売の用に供する施設
 - ウ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵または保管(農業生産資材の販売の事業のための貯蔵または保管を除く。)の用に供する施設
 - エ 廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- 四 開発して農用地または農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地

2 前号に掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地につき実施する当該事業と併せ行う場合に限るものとする。

(事業実施に当たっての関係機関との連携)

第4条 センターが農地中間管理事業を行うに当たっては、国、県、市町、市町農業公社、地域農業再生協議会、市町農業委員会、県農業委員会ネットワーク機構、農業協同組合、県農業協同組合連

合会、土地改良区、県土地改良事業団体連合会、県青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫、株式会社農林漁業成長産業化支援機構等の関係機関、団体と十分連携して行うものとする。

- 2 センターが農地中間管理事業を行うに当たっては、市町が行う農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項に規定する事業をいう。）その他の農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

（業務の委託）

第5条 センターは、法第22条第2項の規定に基づき、福井県知事の承認を受けて、農地中間管理事業に係る業務の一部を市町等に委託するものとする。ただし、その業務を適正かつ確実に実施することができると思われる者として知事が指定する者に委託しようとするときは、この限りでない。

- 一 農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なもの（相談窓口、出し手の掘り起こし、借受予定農用地等の位置・権利関係の確認、出し手との交渉、出し手および借受希望者に対する土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることの説明、契約締結事務、利用条件改善実施の調整、農地所有者および借受希望者との賃料・貸借時期の調整等）について、市町等に対し委託する業務内容を明確にして委託するものとする。
- 二 前項に掲げる業務について、市町農業公社、地域農業再生協議会、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことのできる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして委託するものとする。
- 三 賃料の収受・支払、農用地等の管理等の定型的な業務については、競争入札等により委託コストの削減に努めつつ委託するものとする。

第2章 農地中間管理事業の実施に関する基本事項

（利用者の再設定）

第6条 センターは、地域における農用地の利用を最適な状態とする観点から、農地中間管理権（法第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。以下同じ。）を取得した農用地等の利用の再配分を適切に行うものとする。

（重点的に実施する区域）

第7条 センターは、地域内のまとまった農用地等を借り受けて、農用地等の利用の集約化に資するよう貸付先に転貸できる区域として、毎年度の事業計画において、農地中間管理事業を重点的に実施する区域を定めることができるものとする。

- 2 農地中間管理事業を重点的に実施する区域については、地域の話合いによる適切な人・農地プランが作成・見直された区域や、実質化されている区域、農地中間管理事業を効率的かつ効果的に実施する農用地の利用の集積・集約化を促進する効果が高い区域とする。なお、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、機構関連農地整備事業に係る地域において、農地利用の在り方も議論されている区域についても重点区域とすることができる。
- 3 センターは、第1項で定めた重点区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるもので

はない。

(滞留防止)

第8条 センターは、日ごろから借受希望者に関する情報収集に努め、借受希望者およびその希望内容をリスト化するとともに、関係市町への情報提供を行うものとする。

2 センターは、農地中間管理権を取得した農用地等について、貸付けが行われずセンターに滞留する期間を極力短くするため、貸付希望者がいつまで営農を継続できるかを考慮しながら、借受希望者に可能な限り短期間で転貸できる適切なタイミングで借り受けることができるよう、借受けプロセスと貸付けプロセスを十分に調整するものとする。

(借受希望者の確保)

第9条 センターは、地域の話合いによる借受希望者の掘り起こしを基本とし、地域内に十分な担い手がない場合や、借受希望者が不足している地域については、福井県、市町、農業協同組合等と連携して、他地域の規模拡大農家や農業生産法人等、あるいは新たにリースで参入を希望する企業や新規就農者等、多様な担い手の参入を促進する。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第10条 センターは、次に掲げる農用地等は農地中間管理権を取得しないものとする。

一 次に掲げる農用地等として利用することが著しく困難であると認められるもの。

(1) 既に森林の様相を呈している土地、農作業に支障をきたす樹木等が存する土地、用地境界が不明瞭な農用地等

(2) 農作業機械の作業困難な軟弱地、水はけの悪い農地、重金属類の含有や、産業廃棄物が投棄されている農用地等

(3) 獣害、畦畔管理等で耕作条件が悪く不利益を被る農用地等

二 法第17条第1項の規定に基づく借受希望者の募集に関して、募集に応募した者の数、その希望内容その他地域の事情からみて、当該募集の区域で借受希望者に貸付ける可能性が著しく低いもの。

三 当該農用地等の賃料が、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報や生産条件等からみて不適切であると判断されるもの。

四 その他農用地の利用の効率化および高度化の促進に資すると見込まれないもの。

2 一方、上記の農地であっても、再生利用が可能な場合や条件の解消に向けた措置の実施が期待される場合であって、借受希望者への貸付けが見込まれるものについては、農地中間管理権の取得について十分検討するものとする。

(農地中間管理権の取得の方法)

第11条 センターは、農地中間管理権取得業務の実施地域に存する農用地等について、その所有者(当該農用地等について所有権以外の使用および収益を目的とする権利を有する者を含む。以下同じ。)から農地中間管理権の設定を行いたい旨の申出があったときは、当該申出に係る農地中間管理権の取得に関する協議を行うものとする。

- 2 センターは、農用地の利用の効率化および高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合は、農用地等の所有者に対し農地中間管理権の取得に関する協議を申し入れるものとする。
- 3 センターは、第1項の協議に当たっては、市町や農業委員会等との連携を密にして、前条および次の各号について確認した上で、農地中間管理権の取得が可能か否か判断するものとする。
 - 一 当該地域における人・農地プランの作成・見直し・実質化の状況
 - 二 当該地域に担い手が十分にいるかどうか
 - 三 当該地域に機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運があるかどうか
 - 四 当該地域の遊休農地の現状および今後の見通し
 - 五 当該農用地等の現況および所有者の権利関係
- 4 センターは、前項の規定により、農地中間管理権の取得が困難であると判断した場合であっても、必要に応じて、当該所有者および農用地等を貸付希望者リストとして整理するとともに、当該地域における機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。
- 5 農地中間管理権の取得にあたっては、機構関連事業が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- 6 センターは、利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地や、機構と協議すべき旨の勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木、土石、汚染された土壌の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられれば借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対して必要な措置を講ずることを促すものとする。

(農用地利用配分計画の決定の方法)

- 第12条** センターが、農地中間管理事業により農用地等の貸付先を決定するに当たっては、次の各号を基本原則とする。
- 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大または経営耕地の分散錯圃の解消に資すること
 - 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障をおよぼさないようにすること
 - 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること
 - 四 地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定およびその変更を行うこと
- 2 センターが行う農用地等の貸付けは、次の各号に掲げる要件の全てを満たしている者に対し行うこととする。
- 一 法第17条第2項の規定により公表されている者であること。
 - 二 法第18条第4項第3号および第4号に掲げる要件を満たす者であること。
 - 三 その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、または近く適当な水準になる見込みがあると認められること。
 - 四 その者が取得する農用地等を当該市町の農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められること。
 - 五 農業協同組合法第11条の50第1項第1号に掲げる農業の経営を行う農業協同組合または農業協同組合連合会に対して貸付けを行う場合には、他の農業者の中に当該農用地等の貸付けを希望する者がいないことが確実であると見込まれること。
- 3 担い手の利用農地の集約化等の観点から、地域内で、担い手相互間又は担い手・非担い手間で利

用権の交換を行おうとする場合や集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的としてセンターに農地を貸し付ける場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、これらの事情を優先的に配慮して貸付先の決定(貸付先の変更を含む。)を行うものとする。

- 4 当該農用地等に隣接する担い手である借受希望者がいる場合の優先的に配慮すべき事項は次のとおりとする。
 - 一 当該農用地等に隣接して農業経営を営んでいる担い手である借受希望者がいる場合には、まず当該希望者と協議を行うものとする。
 - 二 前号の借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性および地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
 - 三 二の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。
- 5 前2項以外の場合で、地域内に十分な担い手がいる場合の優先的に配慮すべき事項は次のとおりとする。
 - 一 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手(認定就農者を含む。)について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度(地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか、農業経営の継承に資するかどうか等)により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
 - 二 一の判断に当たっては、当該地域の人・農地プランの内容も考慮するものとする。
- 6 前3項および4項以外の場合で、地域内に十分な担い手がない場合の優先的に配慮すべき事項は次のとおりとする。
 - 一 当該地域の借受希望者(新規参入者等を含む。)のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度等により優先順位をつけた上で、順次協議を行うものとする。
 - 二 新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
- 7 第4項から前項における優先順位の判断に当たっては、次の内容も考慮するものとする。
 - 一 貸し付けようとする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地の利用の効率化および高度化の促進に資すると認められること。
 - 二 農用地の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。
 - 三 基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)において育成しようとする農業経営を行おうとすること。
 - 四 高齢農家、兼業農家等を含む地域の関係者との連携が図られていること。
- 8 センターの貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- 9 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる団体(以下「適格団体」という。)に農用地等を貸し付けることができる。
 - 一 適格団体
 - ア 国、地方公共団体
 - イ 農業協同組合、農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第

1 項第 2 号の事業を行うものを除く。)

ウ 農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)第 2 条第 2 項第 3 号に規定する一般社団法人または一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)

エ 土地改良区

二 センターが、農用地等を適格団体に対して貸し付けることのできる場合の要件

センターが、農用地等を適格団体に対して貸し付けることのできる場合は、次の要件の全てを満たす場合とする。

ア 当該農用地等を直接農業者に貸し付けるよりも適格団体に貸し付ける方が、農用地の利用の効率化および高度化に著しく寄与すると認められること。

イ 当該農用地等の用途が次に該当するものであること。

(1) 一のアの国、地方公共団体に対する貸付けの場合

当該農用地等を共同放牧場等農業者等の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

(2) 一のイの農業協同組合、農事組合法人に対する貸付けの場合

当該農用地等を稚蚕共同飼育の用に供する桑園、共同放牧場等の直接または間接の構成員である農業者の行う農業経営に直接的に必要な施設の用に供すると認められること。

(3) 一のウの一般社団法人等に対する貸付けの場合

当該農用地等を乳牛または肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う農業者に対してその飼養の対象となる乳牛もしくは肉用牛を育成して供給しまたはその飼養の事業を行う農業者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛もしくは肉用牛を育成する事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

(4) 一のエの土地改良区に対する貸付けの場合

当該混牧林利用地および当該農業用施設用地を農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

ウ 当該農用地等に係る利用計画が適正に定められており、かつ、その管理等が効率的に行われると認められること。

10 用途指定等

農地中間管理機構が、農用地等を適格団体に貸付けを行うに当たっては、当該農用地等の利用が、貸付けの目的に従って適正に行われるよう次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 用途指定

農用地等の貸付けを行う際には、次に定めるところにより、用途指定を行うものとする。

ア 指定用途

当該農用地等の供しなければならない用途を具体的に定める。

イ 指定期日

指定用途に供しなければならない期日として、相手方の事業計画、資金計画等からみて適当と認められる期日を定める。

ウ 指定期間

指定用途に供しなければならない期間として、貸付けを行う場合にあっては、指定期日の翌日からその貸付けの期間とする。

二 用途指定違反の事実を確認した場合には、賃借契約の解除等を行うものとする。

11 農用地等の貸付にあたっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(利用条件改善業務の実施基準)

第13条 センターは、当該農用地等が所有者からセンターに10年以上の期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、法第2条第3項第3号の業務（以下「利用条件改善業務」という。）を行うものとする。

- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- 二 当該地域等の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付が確実に行われると見込まれるとき。
- 三 第38条の研修事業の実施のために利用条件改善が必要となったとき。

(相談または苦情に応ずるための体制)

第14条 センターは、市町等に委託すること等により、原則として、市町の区域ごとに農地中間管理事業に関し相談または苦情に応ずる窓口を設けるものとする。

(農用地等の管理)

第15条 センターは、農用地等の貸付けを行うまでの間、当該土地等を善良なる管理者の注意をもって管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）するものとする。

2 前項の管理を行うに当たっては、農用地等の管理費用の低減を図るため、当該農用地等を利用した農業経営を積極的に実施するものとする。

第3章 農地中間管理事業の実施方法

第1節 総則

(農用地等の借受け)

第16条 農用地等の賃貸借による借受けは、原則として、その賃貸借の存続期間を10年以上として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる土地の賃貸借の存続期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 第3条第1項第3号に掲げる土地（同号アに掲げる土地を除く。） 当該土地の上に建設される施設の耐用年数および当該施設の建築に要する時間を考慮して相当と認められる期間
- 二 附帯施設用地 併せて借り受ける農用地の賃貸借の存続期間
- 三 混牧林地 当該土地における混牧林地の利用の可能な期間を考慮して相当と認められる期間
- 四 借受けを希望する者が高齢者の場合の土地 機構、市町がやむを得ないと認める場合に限り5年以上の存続期間

2 農用地等を借り受けようとする場合には、当該農用地等について実地調査等を行い、借り受けることを相当と認めたときは、別に定める様式により当該農用地等の所有権を有する者と当該農用地等の賃貸借に関する契約を締結するものとする。

3 農用地等の借受けに係る賃貸借契約においては、センターは、法第18条第7項の規定に基づき、センターの定める者に転貸する旨を規定するものとする。また、第3条第1項第3号の土地であって、現にその上に施設が存しない土地の借受けに係る賃貸借契約においては、当該土地の上に施設

の建築を行うことについて賃貸人が承諾している旨の定めをするものとする。

- 4 センターは、次に掲げる事由が生じたときは、特約がある場合を除き、遅滞なく当該農用地等の賃貸人と協議の上、処理するものとする。
 - 一 借入農用地等について多額の必要経費または有益費を支出しようとするとき。
 - 二 借入農用地等の転借人が多額の必要経費または有益費を支出することを承認しようとするとき。
- 5 借り受けた農用地等が第10条第1項に規定する農地中間管理権を取得しない農用地等であることが判明したとき、センターは速やかに土地所有者（当該農用地等について所有権以外の使用および収益を目的とする権利を有する者を含む。以下同じ。）に改善を求めることができる。土地所有者が改善に応じない場合、センターは市町と協議し、再度、改善を求めるものとする。ただし、特段の事情があるとセンターが認めたときはこの限りでない。

（借受けを希望する者の募集）

- 第17条** センターは、法第17条第1項の規定に基づき年数回、募集の区域ごとに30日以上募集期間を定め、当該区域に存する農用地等について借受けを希望する者を募集するものとする。
- 2 前項の募集の区域は、市町またはこれより小さい区域とし、人・農地プランの区域等を参考に、当該市町の意見を聴いて決定する。
 - 3 募集は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。
 - 4 募集は、募集区域における次の事項を明確にして行うものとする。
 - 一 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
 - 二 当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）
 - 5 借受希望者は、次の事項等を明確にして募集に応じるものとする。
 - 一 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
 - 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - 三 借受けを希望する期間
 - 四 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積、機械の所有状況等）
 - 五 地域農業者との調和に対する考え方
 - 六 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）
 - 6 センターは、法第17条第2項の規定に基づき、第1項の募集に応募した者について、その応募内容に関する次の事項等を整理し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 - 一 氏名または名称
 - 二 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
 - 三 借受けを希望する農用地等の種別、面積
 - 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - 7 センターは、第1項の規定にかかわらず、借受け希望者が耕作しようとしている農作物その他営農計画等を考慮して必要と認められる場合には、30日以上募集期間を定め、追加して募集を行うことができるものとする。
 - 8 前項の規定による募集については、第2項から第6項までの規定を準用する。

(農用地等の貸付け)

- 第18条** センターは、第12条の規定に基づいて貸付けの相手方を選定し、法第18条の規定により定める農用地利用配分計画や、法第19条の2の規定による市町による機構を経由した賃借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）によって賃借権または使用貸借による権利の設定または移転（以下「賃借権の設定等」という。）を行うものとする。
- 2 農用地利用配分計画の策定や、集積計画一括方式への同意による農用地等の貸付先を決定するに当たっては、第12条の規定に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進する観点から、地域における農業者等による協議の結果である人・農地プランの内容を十分考慮するものとする。
- 3 市町が集積計画一括方式を検討している場合、センターは市町段階において、貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- 4 貸付けの期間は原則として10年以上とするものとする。ただし、既に十分な農用地の集約化が行われていると認められる場合には、できる限り長期の期間とするものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、貸付けの期間は、当該農地についてセンターが有する賃借権の設定期間または貸付信託期間を超えることはできない。
- 6 農用地等の貸付けに係る賃貸借契約においては、民法（明治29年法律第89号）第618条の規定による解約権の留保は付さないものとする。
- 7 センターは、福井県知事への農用地利用配分計画の認可申請や市町の農用地利用集積計画への同意協議にあたっては、借受希望者の募集、地域農業者の協議の場、戸別訪問、電話、メール、インターネットその他の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聴くものとする。

(農用地利用配分計画の作成)

- 第19条** センターは、農用地利用配分計画を定める場合には、原則として、市町に対し、その区域に存する農用地等について、法およびこの規程に適合する農用地利用配分計画の案を作成、提出するよう求めるものとする。

(契約等の解除)

- 第20条** センターは、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、福井県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権の設定もしくは移転に係る契約または農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定もしくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借または使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。
- 一 農地中間管理権の取得後2年を経過してもなお農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(農用地等の利用状況の報告等)

- 第21条** センターは、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し、当該貸付けを行った農用地等におけ

る作物の種類別作付け面積、生産数量（次に掲げる事項）を記載した報告書を提出するよう求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約解除の要否を判断し、是正を促すものとする。

- 一 当該貸付けを行った農用地等における作物の種類別作付け面積および生産数量
 - 二 その他、センターが求める参考となるべき事項
- 2 センターは、農用地等の貸付けを行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、福井県知事の承認を受けて、当該貸付けに係る賃貸借または使用貸借の解除をするものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。
- 一 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
 - 二 正当な理由がなくて前項の規定による報告をしないとき。

（賃料等の取扱い）

- 第22条** センターが農地中間管理事業により農用地等を借り受けるときおよび貸し付けるときの賃料については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を考慮し、センターが相手方と協議して決定するものとする。
- 2 賃料等の受払いに関しては別に定める。
 - 3 賃料等の受払いで、甚大な損失を被ることが想定される場合は、県とその対応について協議するものとする。

（農用地等の一時的貸付け）

- 第23条** センターは、農用地等の管理費用の低減を図るため、第18条の規定により農用地等を貸し付けるまでの間、当該農用地等を一時的に貸し付けることができるものとする。
- 2 前項の規定により農用地等を貸し付ける場合には、第18条第1項の規定を準用する。
 - 3 第1項の規定による貸付けの期間は、原則として1年間とするものとする。

第2節 農地貸付信託を行う場合の留意事項

（貸付信託契約の締結）

- 第24条** センターは、貸付信託契約の申込みをしようとする者から、貸付信託契約申込書の提出があった場合において、貸付信託の目的たるべき財産について調査し、貸付信託契約申込書の内容を審査した上で、これを適当と認めたときは、貸付信託契約を締結するものとする。
- 2 貸付信託契約は、土地一筆ごとに締結するものとする。ただし、一の委託者が二筆以上の土地を併せて貸付信託する場合であって、貸付信託期間の終期が同一であるときは、これらの土地を包括して貸付信託の目的とし、一の貸付信託契約を締結することができるものとする。

（貸付信託財産に係る費用等）

- 第25条** 貸付信託財産についての公租公課、必要経費および有益費（これらに係る償還金を含む。）、事務管理費、訴訟費用、損害賠償金その他の費用は、委託者またはその一般承継人の負担とし、センターは、当該貸付信託財産に係る賃貸料、補償金その他の貸付信託財産に係る収益金の中から支出するものとする。
- 2 センターが前項の費用を立て替えて支払ったときは、直ちにその弁済を委託者またはその一般承

継人に請求するものとする。ただし、委託者またはその一般承継人から申出があった場合には、当該費用を立て替えて支払った後の貸付信託財産に係る収益金をもってその弁済に充てることができるものとする。

- 3 センターは、貸付信託期間が終了した場合は、委託者またはその一般承継人に貸付信託財産を移転するとともに、貸付信託財産に係る収益金および費用を精算した上で、残額を委託者またはその一般承継人に支払うものとする。ただし、収益金の支払いについては、一定の期日を定め、その期日ごとに支払うことについてセンターおよび委託者の間で約している場合は、この限りでないものとする。

(貸付信託財産に係る損失のてん補)

第26条 自然災害等による貸付信託財産の損壊、滅失等によって委託者が被った損害については、センターは、その責任を負わないものとする。ただし、センターまたは第17条の規定に基づき貸付信託財産の貸付けを受けている借受人の故意または過失による場合は、この限りでないものとする。

(受益権の処分の制限)

第27条 センターが引き受けた貸付信託の受益権は、譲渡し、または質入れをすることができないものとする。

(委託者等との協議)

第28条 センターは、次の各号に掲げるときは、遅滞なく委託者またはその一般承継人と協議の上、処理するものとする。

- 一 貸付信託財産について多額の必要経費または有益費を支出しようとするとき。
- 二 貸付信託財産について法令による収用、交換分合等権利の得喪変更に関する事故が生ずることが明らかになったとき。
- 三 その他委託者またはその一般承継人にとって重大な関心があると認められる事実が生じ、または生ずることが明らかになったとき。

(貸付信託契約等の変更または解除)

第29条 センターは、委託者またはその一般承継人から貸付信託契約の変更または解除の申込みがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込みを承諾し、貸付信託契約の変更または解除を行うものとする。

- 一 前条の規定による協議が調わなかったため当該協議に係る委託者またはその一般承継人が解除の申込みをしたとき。
- 二 その他当該申込みの内容が相当であると認められるとき。

(貸付信託の終了)

第30条 センターへの貸付信託は、以下の場合に終了するものとする。

- 一 貸付信託の目的を達した場合
- 二 自然災害等による貸付信託財産の滅失等により貸付信託の目的を達することができなくなった

場合

三 前条により貸付信託契約が解除された場合

- 2 センターは、貸付信託の目的が達せられずにセンターへの貸付信託が終了したときまたは終了することが明らかになったときは、遅滞なく、その旨を委託者またはその一般承継人に通知し、貸付信託財産の委託者またはその一般承継人への移転の方法および時期、貸付信託財産に係る収益金および費用の精算の方法、残額の支払い等の時期その他貸付信託の終了に伴う必要な事項について委託者または一般承継人と協議するものとする。

(財産目録)

- 第31条 センターは、貸付信託契約ごとに、貸付信託を引き受けたときまたは貸付信託が終了したときは、毎年1回財産目録を作成するものとする。
- 2 センターは、委託者から請求があったときは、当該者に係る貸付信託契約の収支を明らかにした書類もしくは前項の財産目録を閲覧させ、またはこれらの書類につき説明を行うものとする。

第4章 運営に関する事項

(農地中間管理事業評価委員会)

- 第32条 センターの代表者は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができ者のうちから、福井県知事の認可を受けて農地中間管理事業評価委員会の委員を任命する。
- 2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見をセンターの代表者に述べるものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、農地中間管理事業評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業計画等)

- 第33条 センターは、法第9条第1項の規定に基づき、毎事業年度開始前に、農地中間管理事業に関する事業計画書および収支予算書を作成し、福井県知事の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 センターは、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書および収支予算書をインターネットを利用して公表するものとする。
- 3 センターは、法第9条第4項の規定に基づき、事業報告書、貸借対照表、収支決算書および財産目録を作成し、農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度終了後3月以内に、福井県知事に提出するとともに、これらをインターネットを利用して公表するものとする。

(区分経理)

- 第34条 センターは、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理するものとする。
- 2 センターは、農地貸付信託事業を行っている場合には、他の農地中間管理事業に係る経理と区分して経理するとともに、農地貸付信託事業に係る経理においては、貸付信託契約ごとに、その収支を明らかにするものとする。

(帳簿の記載)

第35条 センターは、法第11条の規定に基づき、農地中間管理権を保有する農用地等ごとに、貸付条件、賃貸料の受領額および受領の年月日、賃借料の支払額および支払いの年月日その他必要な事項を記載し、これを10年間保存するものとする。

(事業の休廃止)

第36条 センターは、農地中間管理事業の全部または一部を休止し、または廃止しようとするときは、福井県知事の認可を受けるものとする。

(農用地利用改善事業)

第37条 センターは、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限る旨を農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。

2 センターは、事前に、農地中間管理権の取得について第10条の基準に即して、また、農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置づけられているかを貸付先決定ルールに即して、それぞれ調整を行った上で、当該農用地利用規程に対する同意をするものとする。

(研修事業)

第38条 センターは、農地中間管理権を取得した農用地等において、新規就農希望者（農業後継者を含む。）および新たな分野の農業を始めようとする農業者（以下「新規就農希望者等」という。）に対する農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修の事業を行うものとする。

2 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じおおむね2年以内とする。

3 本事業は、新規就農相談センター、普及指導センター、新規就農研修機関、農業委員会系統組織、農業協同組合、担い手組織、地域の農業事情等に精通した農業者等と連携して行い、新規就農希望者等が農業の技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

4 研修の実施に当たっては、新規就農希望者等が効率的かつ安定的な農業経営を目指し、青年等就農計画の認定を受けるよう促すものとする。

5 センターは、新規就農希望者等の農業の技術又は経営方法の習得状況を見極めたうえ、当該新規就農希望者等が希望する場合は、当該研修に係る農用地等の貸付けに配慮するものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する